**支給要件確認申立書 (雇用調整助成金）**

裏面にも記載事項があります。

|  |  |
| --- | --- |
| **事業主記載事項** | ※１　確認欄 |
| １　法人名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人番号： | 　年　月 　日確認確認者　　　　　　 |
| ２　事業所名称： |
| ３　雇用保険適用事業所番号（無い場合は労働保険番号）：　 |
| **○　事業活動等に係る状況（はい・いいえのどちらかを○で囲んでください）（後述の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい。）**４　過去に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から５年（平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金に関する不正受給の場合は３年）を経過していない、または、平成31年４月１日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる。 | 左欄4についてはい・いいえ |
| ５　**（４がはいの方のみ）**不支給措置期間中であるが、支払い義務を負った金額（※）の全てを支給申請日までに支払っており、「緊急対応期間中に雇用調整助成金を受給した期間（緊急対応期間中かつ本来の不支給措置期間（再度不正受給を行った場合は、当該不正受給に関して設定される不支給措置期間）中に設定し、助成金を受けた判定基礎期間の累計日数）」及び「経過措置期間中に雇用調整助成金を受給した期間（経過措置期間中かつ本来の不支給措置期間（再度不正受給を行った場合は、当該不正受給に関して設定される不支給措置期間）中に設定し、助成金を受けた判定基礎期間の累計日数）」が不支給措置期間として経過措置期間終了日の翌日に設定されることを承諾している。※ 平成31年４月１日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる場合は、当該役員等が関与した不正受給に関して支払い義務が生じた金額 | **（左欄4がはいの方のみ回答してください）**左欄5についてはい・いいえ |
| ６　支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がある（緊急対応期間及び経過措置期間において、当該滞納した労働保険料について、経過措置期間終了後に納付することに承諾している場合を除く。）。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７　支給申請日の前日から起算して過去１年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている（緊急対応期間及び経過措置期間において、本助成金を受給した場合には、「緊急対応期間中に雇用調整助成金を受給した期間（緊急対応期間中かつ本来の不支給期間中に設定し、助成金を受けた判定基礎期間の累計日数）」及び「経過措置期間中に雇用調整助成金を受給した期間（経過措置期間中かつ本来の不支給期間中に設定し、助成金を受けた判定基礎期間の累計日数）」が不支給期間として経過措置期間終了日の翌日に設定されることを承諾している場合を除く。）。８①　事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）又は事業主等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団又は第２条第６号に規定する暴力団員である。　　　　　　　　　　　　　　　　②　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。　　　　③　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。　④　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑤　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。９　事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している。　　　　　　　　　　10　倒産している。 | 左欄6～10については　いいいえ |
| 11　助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに承諾する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　 12　役員等の氏名、役職及び生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」又は同内容の記載がある書類を添付している。 　 13　休業手当の算定の基礎となる賃金の額が支給対象期間のみ引き上げられたものでない。14　「雇用関係助成金支給要領」に従うことに承諾する。15 （雇用調整助成金等オンライン受付システムにおいて申請した場合）オンラインで提出した書類については、原本と相違ない。　 　　16 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を受給している労働者について、重複する休業期間に係る雇用調整助成金の申請は行わない。 | 左欄11～16については　いいいえ |
| 17　雇用されている労働者（雇用保険未加入者を含む）及び派遣労働者の数が、令和３年１月８日から判定基礎期間の末日までの各月末の事業所労働者数の平均の５分の４以上である。18　（17がいいえの方のみ）季節要因及び一時的な受注増等に対応したため、労働者の数が減少したものである。19　令和３年１月８日から判定基礎期間の末日までの間に解雇等を行っていない。 | は　い ・いいえは　い ・いいえは　い ・いいえ |
| 20　判定基礎期間の初日において、雇用保険適用事業所設置後１年以上が経過している。 | は　い ・いいえ |

令和　　年　　月　　日　　　事業所管轄　　　　労　働　局　長　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　（事業所管轄　　　　公共職業安定所長）

１から20までの記載事項については、いずれも相違ありません。また、１から20までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を労働局(安定所)が行う場合には協力します。労働局(安定所)が労働者へのヒアリングを行う際も協力します。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為等により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、請求があった場合、直ちに請求金（※）を弁済します。

※請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年３％の割合で算定した延滞金、③不正受給により返還を求められた額の20％に相当する額の合計額です。５において不支給措置期間中に本助成金を受給する場合に、再度不正受給を行った場合には、上記のうち③の「不正受給により返還を求められた額の20％に相当する額」は「不正受給により返還を求められた額の200％に相当する額」となります。なお、偽りその他不正の行為以外の事由により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、当該受け取った額です。

事業主　 　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

名称

　　　 氏名

代理人又は 住所　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

 社会保険労務士　名称

(提出代行者・事 氏名

務代理者の表示 )

※社会保険労務士が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に事業主の氏名等を、下欄に社会保険労務士法施行規則第１６条第２項又は同規則第１６条の３の規定により氏名等を記載してください。また、代理人が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に助成金の支給に係る事業主の氏名等を、下欄に代理人の氏名等を記載してください。

**【代理人又は社会保険労務士（以下「代理人等」という。）記載欄**※事業主等が直接申請する場合は記載不要です**】**

本助成金に関し、審査に必要な事項についての確認を労働局（安定所）が行う場合には協力します。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為により申請事業主等が、本来受けることのできない助成金を受けた場合であって、代理人等が故意に不正受給に関与していた場合（偽りその他不正の行為の指示やその事実を知りながら黙認していた場合を含む。）は、①申請事業主等が負担すべき一切の債務について、申請事業主等と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金を弁済すべき義務を負うこと、②代理人等に係る事務所（又は法人等）の名称、所在地、氏名及び不正の内容が公表されること、③不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して５年間（取り消した日から起算して５年を経過した場合であっても、請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）は、助成金に係る代理人等が行う申請又は提出代行、事務代理に基づく申請ができないことについて承諾します。

代理人又は　 　 住所　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

社会保険労務士 名称

(提出代行者・事 氏名

 務代理者の表示 )

※代理人等が事業主の申請を代わって行う場合、代理人等の氏名等を記載してください。

**記載にあたっての留意点**

１．この様式は必要事項を記載するとともに、該当箇所に「○」を付けて、支給申請にあわせて提出してください。

「※１　確認欄」は、労働局（安定所）が確認等の際に使用しますので記載しないでください。

２．「１」の法人番号は、平成27年10月以降国税庁長官から本社等に通知された13桁の番号を記載してください。

３．「４」は、過去に申請した助成金について、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがある場合は、不支給決定日又は支給決定取消日から５年（平成31年３月31日以前に申請した雇用関係助成金に関する不正受給の場合は３年）を経過するまで、申請（平成31年３月以前に申請した助成金に係る不正受給の場合は、当該不正受給を行った雇用保険の適用事業所に係る申請）を行うことはできません（「５」ではいを選択した場合を除く。）。なお、「不正受給」とは、偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うこと。以下同じ。）により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとすることです。

また、平成31年４月１日以降に申請した雇用関係助成金について、申請事業主等の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者。）に、他の事業主等の役員等として不正受給に関与した役員等がいる場合は申請することができません（「５」ではいを選択した場合を除く。）。なお、「５」ではいを選択した場合は、不支給措置期間中であるが、支払い義務を負った金額（平成31年４月１日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる場合は、当該役員等が関与した不正受給に関して支払い義務が生じた金額）の全てを支給申請日までに支払っている場合に限ります。「５」の緊急対応期間中及び経過措置期間中に雇用調整助成金を受給した期間について、複数の適用事業所が受給した場合は、これらの事業所が受給した期間のうち最も長く受給した期間となります。また、この期間は「緊急対応期間中かつ不支給措置期間中に設定し、助成を受けた判定基礎期間の累計日数」に、「経過措置期間中かつ不支給措置期間中に設定し、助成を受けた判定基礎期間の累計日数」を加えた日数のことをいいます。

４．「６」は、本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納付していない場合（緊急対応期間及び経過措置期間において、当該滞納した労働保険料について、経過措置期間終了後に納付することに承諾している場合を除く。）は申請することができません。

５．「７」は、本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して過去１年において、労働基準法等の労働関係法令の違反により送検処分を受けている場合（緊急対応期間及び経過措置期間において、本助成金を受給した場合には、「緊急対応期間中に雇用調整助成金を受給した期間（緊急対応期間中かつ本来の不支給期間中に設定し、助成金を受けた判定基礎期間の累計日数）」及び「経過措置期間中に雇用調整助成金を受給した期間（経過措置期間中かつ本来の不支給期間中に設定し、助成金を受けた判定基礎期間の累計日数）」が不支給期間として経過措置期間終了日の翌日に設定されることを承諾している場合を除く。）は申請することができません。

６．「８」及び「９」の「役員等」とは、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいいます。

７．「10」における「倒産」とは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別精算開始の申し立てがされること等の事態をいいます。

８．「11」における「公表」は、事業主等、代理人等、訓練を行う者（訓練の実施が要件となっている助成金に限る。以下同じ。）が行った不正受給について、次の（１）から（５）までの事項を、記者発表し、かつ、原則労働局のホームページに掲載することにより行います。

（１）不正受給を行った事業主等の名称、代表者及び役員等（不正に関与した役員等に限る）の氏名

（２）不正受給に係る事業所の名称、所在地及び事業概要

（３）不正受給に係る助成金の名称、支給を取り消した日及び返還を命じた額及び返還状況

（４）事業主等が行った不正の内容

（５）代理人等が不正受給に関与していた場合は、事務所の名称（法人等の場合は法人等名を含む。）、所在地、氏名及び不正の内容、訓練を行う者が不正受給に関与していた場合は、訓練を行う者の名称（法人等の場合は法人等名を含む。）、所在地、代表者氏名及び不正の内容

ホームページへの掲載は、不支給決定日又は支給決定取消日から起算して、５年が経過するまでの期間行います。ただし、支給決定取消日から５年を経過していても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合（時効が完成している場合を除く）は納付の日まで期間を延長します。

なお、平成31年４月１日以降に申請した雇用関係助成金について代理人等が不正受給に関与していた場合は、不支給決定日又は支給決定取消日から起算して５年間は、雇用関係助成金に係る当該代理人が行う申請又は当該社会保険労務士が行う提出代行・事務代理に基づく申請はできません。加えて、支給決定取消日から５年を経過しても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合（時効が完成している場合を除く）は、同様に申請はできません。

また、平成31年４月１日以降に計画届が提出される訓練（ただし、計画届がない場合は平成31年４月１日以降に開始される訓練）について、訓練を行う者が不正に関与していた場合、不支給決定日又は支給決定取消日から起算して５年間は、当該訓練を行う者が実施した訓練について雇用関係助成金の支給対象となりません。加えて、支給決定取消日から起算して５年を経過しても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合（時効が完成している場合を除く）は、同様に支給対象となりません。

上記（５）に関する不正事案については、厚生労働省ホームページでも掲載しますので、申請等を委任する場合には、不正に関与した代理人ではないか、若しくは、不正に関与した訓練実施者ではないかについてご確認ください。

９. 「12」における役員等とは、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者をいいます。

10.判定基礎期間の初日が令和４年11月30日以前の分に係る申請の場合、「17」及び「19」が「はい」、もしくは、「18」及び「19」が「はい」であれば、上乗せ助成（４分の３（中小企業事業主にあっては、10分の9））となります。それ以外の場合は、３分の２（中小企業事業主にあっては、５分の４）となります。

　 判定基礎期間の初日が令和４年12月１日以降の分に係る申請の場合、一律で２分の１（中小企業事業主にあっては、３分の２）となります。

11.「18」の特定の季節に繁忙期が到来するなどの理由や、一時的な受注増に対応したなどの理由がある場合には、「はい」に○をしてください。

12.「19」の解雇等（解雇予告を含む。）とは、以下を指します。

①　事業主に直接雇用される期間の定めのない労働契約を締結する労働者の場合、解雇又は退職勧奨（労働者が同意した場合も含む。）等により事業主都合による離職をさせること

②　事業主に直接雇用される期間の定めのある労働契約を締結する労働者の場合、解雇と見なされる労働者の雇止め、中途契約解除等により事業主都合による離職をさせること

③　対象事業主の事業所に役務の提供を行っている派遣労働者の場合、契約期間満了前の事業主都合による契約解除

なお、以上については、コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含みます。

13．「４」で「はい」（「５」で「はい」に○を付けた場合を除く。）又は「６」から「10」で「はい」に「○」を付けた場合は、助成金の支給を受けることはできません。また、「11」から「16」で「いいえ」に「○」を付けた場合も、助成金の支給を受けることはできません。

（別　紙）

役員等一覧

法人名

法人番号

事業所名称

雇用保険適用事業所番号（無い場合は労働保険番号）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役員等名（漢字） | 役員等名（カナ） | 役職 | 生年月日 |
|  |  |  | 年　　月　　日 |
|  |  |  | 年　　月　　日 |
|  |  |  | 年　　月　　日 |
|  |  |  |  　年　　月　　日 |
|  |  |  |  　年　　月　　日 |
|  |  |  |  　年　　月　　日 |
|  |  |  |  　年　　月　　日 |
|  |  |  |  　年　　月　　日 |
|  |  |  |  　年　　月　　日 |
|  |  |  |  　年　　月　　日 |
|  |  |  |  　年　　月　　日 |
|  |  |  |  　年　　月　　日 |
|  |  |  |  　年　　月　　日 |

注１）法人番号は、平成27年10月以降国税庁長官から本社等に通知された13桁の番号を記載してください。

注２）「役員等」とは、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者をいいます。

注３）個人事業主の場合、事業主本人について記載ください（役職除く）。

注４）役員等の就任中に氏名の変更等があった場合は、変更前の氏名（旧姓）も併記してください。